○文部科学省告示第百四十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項及び第百十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表中欄に掲げる地域を追加して指定するとともに、同表下欄に掲げる地域を解除したので、同法第百九条第三項及び第百十二条第四項において準用する同法第百九条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年十月六日

文部科学大臣　下村　博文

上欄		中欄		下欄	
名称	関係告示	所在地	地域	所在地	地域
出雲国府跡	昭和四十六年文部省告示第二百十三号及び平成二十六年文部科学省告示第三十七号	島根県松江市大草町	五三七番	島根県松江市大草町字六所前	五三七番ノ二

○文部科学省告示第百四十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年十月六日

文部科学大臣　下村　博文

上欄		下欄	
名称	関係告示	所在地	地域
橋野高炉跡	昭和三十二年文化財保護委員会告示第二十六号	岩手県釜石市橋野町第二地割	一五番のうち実測二四四九・二◯平方メートル、一六番 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を岩手県教育委員会及び釜石市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
小田原城跡	昭和十三年文部省告示第二百九十二号、昭和三十四年文化財保護委員会告示第二十六号、昭和五十二年文部省告示第七十九号、平成十八年文部科学省告示第九号、平成十九年文部科学省告示第百九号、平成二十年文部科学省告示第百二十六号、平成二十二年文部科学省告示第十八号、平成二十三年文部科学省告示第十七号及び平成二十四年文部科学省告示第百五十一号	神奈川県小田原市城山三丁目	七九三番、七九五番六、七九五番七、七九六番一、七九七番三、七九七番六、七九七番八、七九七番九、八一八番五、八一八番一一、八一八番一二、八一九番、九六三番二◯、九六七番二五、九六七番二七、一一◯七番、一一◯七番二、一一◯七番三、一一◯八番、一一◯八番二、一一◯八番三、一一◯八番四、一一一二番一
		同　十字四丁目	一◯七三番二六のうち実測三◯九・一◯平方メートル 神奈川県小田原市城山三丁目七九三番と同七九六番一に挟まれる道路敷、同七九六番一と同九六七番に挟まれ同八一九番と同一一一三番に挟まれるまでの道路敷、同九六三番二◯と同一一一二番一と同一一一三番に挟まれる道路敷を含む。

佐渡金銀山遺跡	平成六年文部省告示第七十三号、平成二十一年文部科学省告示第百十九号、平成二十二年文部科学省告示第十八号、平成二十三年文部科学省告示第十五号、平成二十四年文部科学省告示第九号及び平成二十五年文部科学省告示第四十六号	新潟県佐渡市相川庄右衛門町 同　相川諏訪町 同　相川大工町 同　相川次助町 同　相川上寺町 同　相川南沢町	国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）による第Ⅷ座標系を基準とする六五九地点（X＝二二五八◯四・六五四メートル、Y＝マイナス二一六五三・一一五メートル）、六四四地点（X＝二二五七九三・六二四メートル、Y＝マイナス二一六六五・六九一メートル）、六四五地点（X＝二二五七九二・八六◯メートル、Y＝マイナス二一六七◯・七九◯メートル）、[illegible]
			備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を神奈川県教育委員会及び小田原市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。